

てげてげ運転の追放～ストップ！脇見 ぼんやり運転～



高齢者交通安全情報 ネットワークみやざき



平成26年

第7号

平成26年7月7日発行

■宮崎県警察本部交通企画課

宮崎市旭1丁目8番28号

TEL 0985(31)0110



～自転車乗用時の事故防止～

- ◎ 県内における自転車の交通事故の特徴（平成26年6月末現在）
- ・ 自転車に関与する事故が**573件**発生しており、自転車乗用中**3人**の方が亡くなっています。
 - ・ 死者3人は、いずれも**高齢者**です。
 - ・ 死亡事故3件は、午前中（**午前9時から午前11時まで**）に発生しています。
 - ・ 高齢者の事故当事者は**110人**で、高校生に次ぐ多さです。



※ 自転車に関与する事故件数と事故当事者数は速報値です。

☆ 自転車乗用時の注意事項

1 自転車は、車両です。

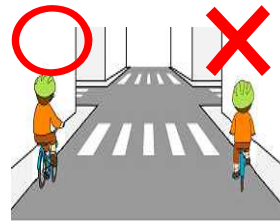
車道の左側通行が原則です。

2 70歳以上の方は、「普通自転車の歩道通行可」の標識がなくても歩道を通行できます。
しかし・・・

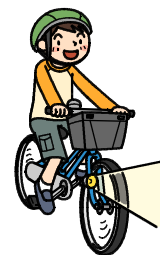
- ・ 歩道は、**歩行者優先**です。
- ・ 歩道では**車道寄りを徐行**して進行しましょう。
- ・ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は**一時停止**しましょう。

3 安全ルールを守りましょう。

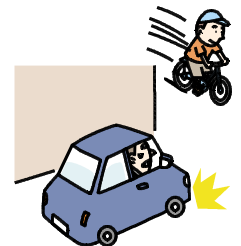
- (1) 信号を守りましょう。
- (2) 一時停止標識を守り、安全確認をしっかりとしましょう。
- (3) 夜間は、ライトを点けましょう。



「普通自転車の歩道通行可」の標識



ライト点灯



安全確認の徹底

～ 自転車の正しいルールを知ることによって事故を防ぎましょう ～

「夏の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施について



～ 実施期間 ～

平成26年7月11日(金)～7月20日(日)

◎ 県民一丸となり、「てげてげ運転」による交通事故を減らしていきましょう。